

平成 1 8 年度版

## 【はじめに】

本書は、平成19年3月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1 . 会社の概況

「会社の沿革」 当社の設立の経緯から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」 所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員状況」 当社の役員の名、主要略歴等を記載しています。

「従業員状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2 . 営業の状況

「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」 当社の平成18年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な運営のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3 . 経理の状況

「財務比率」

( a ) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

( ＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額 (※)}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (*)}} \times 100$$

( \* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

( f ) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 ( * )}} \times 100$$

( \* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

( g ) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### ① 会社名等

商品取引員名	株式会社オクトキュービック
代表者名	代表取締役社長 増田 潤 治
所在地	東京都中央区新川二丁目12番16号
電話番号	03-3552-0285 (代)

### ② 会社の沿革

当社は、岡藤商事株式会社通信取引部を独立法人化し、平成17年6月27日より営業を開始いたしました。

#### 【沿革】

昭和26年8月	岡藤商事株式会社 大阪市東区北浜に設立
平成3年2月	岡藤商事株式会社 商品ファンドの設定・販売開始
平成7年10月	岡藤商事株式会社 日本証券業協会に株式を店頭登録
平成8年10月	リスク軽減型通信取引「P・O・S・T」開始
平成11年3月	インターネット商品先物取引ウェブ版「Expert」開始
平成13年11月	インターネット商品先物取引専用アプリケーション版「Expert II」開始
平成14年5月	外国為替証拠金取引「Forex24SD」(現 電話版「オクトFX」)開始
平成14年11月	インターネット外国為替証拠金取引「Forex24」(現「オクトFX」)開始
平成16年6月	インターネット商品先物取引モバイル版「Expert-plus」開始
平成17年2月	岡藤商事分割準備株式会社(現 株式会社オクトキュービック)をインターネットトレードの専門会社設立の為の準備会社として東京都中央区に設立 資本金2,000万円
平成17年4月	岡藤ホールディングス株式会社設立 持株会社制へ移行
平成17年5月	株式会社オクトキュービックへ商号変更
平成17年6月	商品投資販売業者許可(許可番号:金農経(1)第123号)

商品取引受託業許可	
・東京工業品取引所	貴金属市場 石油市場 アルミニウム市場 ゴム市場
・東京穀物商品取引所	農産物市場 砂糖市場
・横浜商品取引所	農産物市場 繭糸市場
・中部商品取引所	石油市場
・大阪商品取引所	ゴム市場 アルミニウム市場 天然ゴム指数市場 ニッケル市場
・関西商品取引所	農産物市場 砂糖市場 繭糸市場 農産物・飼料指数市場 水産物市場

岡藤商事株式会社通信取引部を吸収分割により業務承継を行い  
営業を開始 資本金2億5,000万円

「Forex24」(現「オクトFX」)インターネット版・電話版のシステム統合

平成17年8月	中部商品取引所の鉄スクラップ市場の商品取引員の許可を取得
平成17年12月	インターネット外国為替証拠金取引モバイル版「Forex24」(現「オクトFX」)開始
平成18年1月	金融先物取引業者登録(登録番号:関東財務局長(金先)第89号)
平成19年1月	資本金を5億円に増資
平成19年3月	通信取引「P・O・S・T」取扱い終了

### ③ 会社の目的

1. 商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引を行う業務および受託を行う業務ならびに受託の取次ぎを行う業務
2. 農産物、水産物、天然ゴム、合成ゴム、生糸等の繊維原料、貴金属、鉄、非鉄金属、石油、天然ガス等のエネルギー資源、その他鉱物資源等およびそれらの加工品の売買ならびに委託売買
3. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業
4. 証券取引法に定める証券業および証券仲介業
5. 金融先物取引法に定める金融先物取引業
6. 通貨の売買取引、交換取引
7. 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用を受ける海外商品市場の

先物取引ならびにその委託または委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

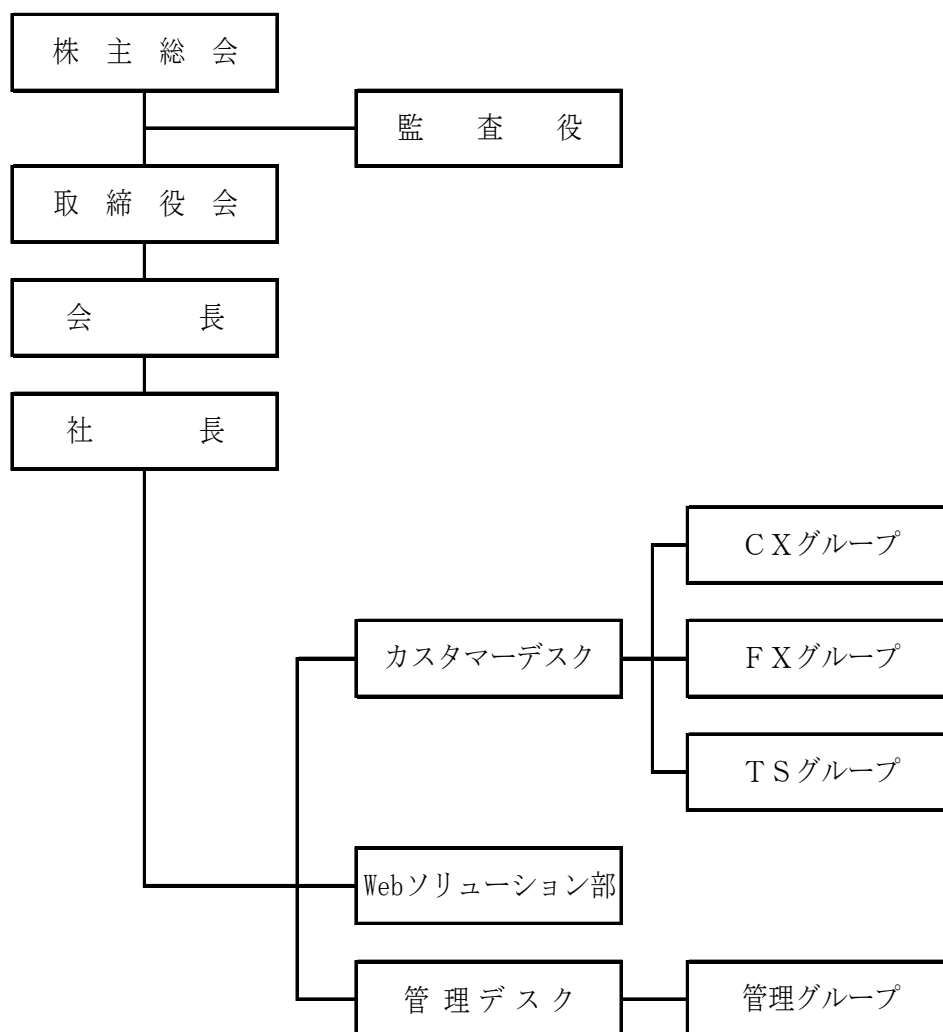
8. 有価証券の売買
9. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
10. 信託業法に基づく信託契約代理業および信託受益権販売業
11. 前各号に付帯関連する一切の事業

(注)上記のうち\_\_\_\_\_線部分の事業は、現在行っておりません。

#### ④ 事業の内容

##### (1) 経営組織

会社組織図



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の取次業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場における取次商品取引員としてお客様から取引の注文を受け、受託会員（岡藤商事株式会社）へ取次ぎを委託する業務を行っております。

（許可番号：農林水産省指令17総合第663号、平成17・06・24商第6号）

	農産物	砂糖	繭糸	水産物	飼料指数・農産物	貴金属	ゴム	天然ゴム指数	アルミニウム	石油	鉄スクラップ	ニッケル	上場品目名
東京工業品取引所						○							金・銀・白金・パラジウム・金オプション
							○						RSS3号
									○				アルミニウム
										○			原油・ガソリン・灯油・軽油
東京穀物商品取引所	○												小豆・一般大豆・NON-GMO大豆・大豆ミール・とうもろこし・アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆・野菜・生糸・大豆オプション・とうもろこしオプション
		○											粗糖・精糖・粗糖オプション
中部大阪商品取引所										○			ガソリン・灯油・軽油
											○		鉄スクラップ
							○						TSR20・RSS3号
								○					天然ゴム指数
									○				アルミニウム
関西商品取引所												○	ニッケル
	○												小豆・NON-GMO大豆・米国産大豆・とうもろこし・大豆ミール・ブローラー
		○											粗糖・精糖・粗糖オプション
			○										生糸
				○									冷凍えび
					○								国際穀物等指数・コーヒー指数

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務（自己売買業務）は行っておりません。

(b) 従たる業務

- ・金融先物取引業（外国為替証拠金取引）
- ・商品投資販売業

**⑤ 営業所の状況**

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区新川二丁目12番16号	03-3552-0285

**⑥ 財務の概要**

決算年月 平成 19 年 3 月期

(a) 資本金	500,000 千円
(b) 純資産額 *1	688,523 千円
(c) 総資産額	6,335,644 千円
(d) 営業収益	703,973 千円
(うち、受取委託手数料)	296,060 千円
(e) 経常利益	-279,272 千円
(f) 当期純利益	-377,743 千円

\* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

**⑦ 発行済株式総数**

発行済株式の総数 5,600 株 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

**⑧ 主要株主名**

氏名又は名称	住所又は所在地	所 有 株 式 数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
岡藤ホールディングス 株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目 2 番11号	5,600株	100%
計		5,600株	100%

⑨ 役員 の 状 況

役名及び 職名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 会長	加藤雅一 昭和 35 年 1 月 18 日	-
代表取締役 社長	増田潤治 昭和 34 年 11 月 13 日	-
取締役	荒川美奈子 昭和 47 年 10 月 12 日	-
取締役	馬場重久 昭和 19 年 10 月 23 日	-
取締役	松井政彦 昭和 29 年 4 月 18 日	-
常勤監査役	山口晃志郎 昭和 11 年 5 月 30 日	-
常勤監査役	中村 紀夫 昭和 19 年 8 月 2 日	-

(注) 常勤監査役山口晃志郎および中村紀夫は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

## ⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業	非 営 業
		男	女		
従 業 員 数	23人	13人	10人	9人	14人
平 均 年 齢	33.4才	38.6才	28.2才	29.8才	35.67才
平 均 勤 続 年 数	1.4年	1.37年	1.46年	1.59年	1.29年
外 務 員 数	16人	8人	8人	9人	7人

## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

当社がビジネス・スタイルとするオンライン・トレード分野においては、今後も競争激化が予想されますが、企業ブランド認知度の向上に努めるとともに取引ツールに係る顧客利便性の追求、および、取引システムの安定運用を図り、顧客数の拡大を目指します。

### ② 当社及び当業界を取巻く環境

当期の商品先物取引業界は、東京市場への取引集中化が強まった結果、取引所の統合・再編が進展し、4月の東京穀物商品取引所と横浜商品取引所に続き、12月には関西商品取引所と福岡商品取引所、1月には中部商品取引所と大阪商品取引所が合併しました。また、法制度関連では、6月に金融商品取引法が成立しました。

なお、新規上場関連では、商品指数上場に向け東京工業品取引所が商品指数「TOCOM Index」の公表を開始するなど、新たな取組みが進展しました。

商品市況は、中国の需要増加を背景にエネルギーや貴金属・非鉄価格が高止まりしたほか、バイオ燃料向け需要拡大を背景に農産物の価格上昇が目立ちました。国内市場は、貴金属市場やゴム市場（東京工業品取引所）が活況となりましたが、石油市場の出来高が伸び悩み、全国市場売買高は、170,201千枚へと減少しました。

以上のような状況下にあつて当社は、取引ツールにおける顧客利便性の向上とシステム稼働の安定性確保に努めました結果、商品先物取引におきましては、委託売買高は、1,120千枚となりました。

### ③ 営業の経過及び成果

#### (1) 受取手数料部門

当期の営業損益につきましては、商品先物取引や商品ファンド販売による受取手数

料は 296,060 千円となり、外国為替証拠金取引による収入は、受取手数料が 224,129 千円、売買損益が 166,806 千円となりました。その結果、営業収益は、703,973 千円となりました。

(2) 売買損益部門

該当事項はありません。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	第 3 期	
	(自 平成18年 4 月 1 日) (至 平成19年 3 月 31 日)	
(現物先物取引)		
農 産 物 市 場		43,794
砂 糖 市 場		3,466
水 産 物 市 場		78
貴 金 属 市 場		97,419
アルミニウム市場		887
ゴ ム 市 場		48,114
石 油 市 場		89,668
鉄スクラップ市場		0
現物先物取引計		283,429
(現金決済取引)		
石 油		5,388
現金決済取引計		5,388
(指数先物取引)		
天 然 ゴ ム 指 数 市 場		2,498
農産物・飼料指数市場		286
指数先物取引計		2,784
商 品 フ ァ ン ド		4,457
合 計		296,060

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

該当事項はありません。

## (c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 内	別 訳	第 3 期 (自平成18年4月 1日) (至平成19年3月31日)		
			委 託	自 己	合 計
農産物市場			150,532	0	150,532
砂糖市場			10,070	0	10,070
水産物市場			230	0	230
貴金属市場			374,242	0	374,242
アルミニウム市場			2,639	0	2,639
ゴム市場			195,904	0	195,904
石油市場			378,106	0	378,106
鉄スクラップ市場			1	0	1
天然ゴム指数市場			8,007	0	8,007
農産物・飼料指数市場			940	0	940
合 計			1,120,671	0	1,120,671

## ④ 対処すべき課題

国内商品先物市場は平成17年5月の改正商品取引所法施行後における種々の行為規制に対応する過渡期と考えられ若干の低迷が見られるものの、貴金属・エネルギー関連銘柄を中心とする国際商品市場は、依然活況を呈しており、外国為替市場における証拠金取引という投資モデルも法整備の認知度の向上とともに、急成長を遂げております。

こうした環境下において当社は、コンプライアンスの徹底を含めた顧客サービスの充実と信用のバロメータである預り資産の増大を最大の経営課題と位置づけ、顧客の信頼確保と強固な財務基盤を構築することが喫緊の課題であると考えております。

特に、当社がビジネス・スタイルとするオンライン・トレード分野では、商品先物取引業では異業種からの参入が顕著であり、また、外国為替証拠金取引業では大手証券会社等が直接・間接に参入してきているのが現状であり、今後、手数料の一段の引下げを含め顧客獲得競争が激化することが予想されます。これらの競争に打ち勝つためにも、企業ブランド認知度の向上策とともに取引ツールに係る顧客利便性の追求と取引システムの安定運営を同時に実現してまいります。

## ⑤ 受託業務管理規則

## 第1条(目的)

この規則は、商品先物市場において、インターネット等の通信手段を利用して、電子取引に関する契約約款(インターネット取引「Expert」約款)および通信取引「P・O・S・T」約款の

定めにしたがって行う委託の取次ぎの受託を行う業務（以下、「受託業務」という。）の適正な管理を行うために必要な事項を定め、委託者の保護育成を図ることを目的とする。

## 第2条（定義）

インターネット等の通信手段を利用した受託業務とは、電子情報処理組織等を利用して委託者への告知または募集の広告等を行うことはあっても、一切の勧誘行為を伴わない受託業務をいう。

## 第3条（受託業務管理組織）

当社は、受託業務の適正な管理を行うため、以下の者および組織を置く。

1. 管理総括責任者
  2. 顧客サービス班
- ② 管理総括責任者は社長をもってこれにあてる。
- ③ 顧客サービス班責任者は管理デスクマネジャーをもってこれにあてる。

## 第4条（受託業務管理組織の職務）

管理総括責任者は、受託業務全般にわたる調整および管理を統括する。

- ② 顧客サービス班の職務は、以下のとおりとする。
1. 「口座開設申込書」および「顧客カード」の内容の精査による顧客の選別ならびに審査
  2. 取引の理解度の確認。特にインターネット取引においては、投下資金状況の把握をはじめすべて顧客自身の判断と責任において取引することの理解の確認
  3. 「顧客カード」の整備、管理および保管
  4. 顧客の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
  5. 公共団体等の公金出納取扱者および高齢者、女性等、特にきめ細やかな管理を必要とする顧客の対応
  6. 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
  7. 外務員に対する関係法令規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
  8. 顧客からの苦情、紛争に対する適切な対応および営業部門に対する調査
  9. 過去に恣意的に紛争を多発した顧客の参入予防措置
  10. 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及ならびに顧客の理解度を向上させるために必要な措置

## 第5条（顧客の本人確認書類の徴収）

取引口座の開設を行うにあたっては、本人確認法の要請に基づき、顧客より本人確認書類を徴収するものとする。

## 第6条（顧客カードの作成）

顧客と商品先物取引契約を締結するための窓口処理を行う外務員は、顧客の適合性の審査に付するため、顧客から提出を受けた口座開設申込書並びに約諾書等を基に、以下の事項を記載した顧客カードを作成するものとする。また、以下の事項に変更があった場合はその都度更新し、顧客情報を適切に管理するものとする。

1. 氏名、性別、年令、生年月日、家族構成、住所および連絡先
2. 職業、勤務先、役職名および勤務先住所
3. 資産および年収の状況
4. 投機資金額
5. 商品先物取引および証券取引等の経験の有無
6. その他必要と認める事項

## 第7条（適合性の審査）

顧客サービス班責任者は、前条により作成された顧客カードに基づき、適合性の審査を行うものとする。

- ② 前項の適否の判定は管理総括責任者がこれを行うものとする。
- ③ 前項による適否の判定の結果、承認を受けた場合に限り取引口座の開設を行うものとする。

## 第8条（適合性の基準）

次に該当する者については、商品先物取引の取引口座の開設および受託を行わないものとする。

1. 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
  2. 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  3. 破産者で復権を得ない者
  4. 借入資金による取引参加者
- ② 次に該当する者については、適合性の原則に照らし、十分な審査のうえ、管理総括責任者の適否の判定の結果、承認を受けた場合に限り取引口座の開設および受託を行うものとする。
    1. 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持している者
    2. 一定の収入を有しない者
    3. 一定の高齢者
  - ③ 前項に該当する者の取引口座開設および受託については、資産状況および商品先物取引の仕組み、リスクその他の事項を的確かつ十分に理解していることを確認するものとする。
  - ④ 取引口座開設後、第二項に該当する者から電子取引に関する契約約款（インターネット取引「Expert」約款）または通信取引「P・O・S・T」約款に定める建玉制限枚数を超過して取引をし

たい旨の申出があった場合は、より厳格な審査を行い、管理総括責任者の承認を受けた場合に限り受託するものとする。

#### 第9条（書面の交付）

契約締結前の以下の書面の交付は、顧客より口座開設の申込みを受けた後、顧客に直接手渡すかまたは郵便等の方法によって行うほか、商品取引所法第217条第2項の規定により、当該書面の交付に代えて、当該顧客の承諾を得て、インターネットを介した電磁的方法で顧客に記載事項を提供することができるものとする。

1. 商品先物取引－委託のガイド
2. 受託契約準則
3. 取引本証拠金額一覧
4. 委託手数料額一覧

なお、インターネット取引の場合は、電子取引に関する契約約款（インターネット取引「Expert」約款）を交付し、委託手数料額一覧は「インターネット取引「Expert」のお知らせ」にて通知する。また、通信取引「P・O・S・T」の場合は、通信取引「P・O・S・T」約款を交付する。

#### 第10条（顧客の取引理解度の確認）

顧客と商品先物取引契約を締結するための窓口処理を行う外務員は、前条の書面交付後、顧客から提出を受けた商品先物取引内容理解確認書または商品先物取引理解度アンケートに基づき以下の事項を顧客に確認するとともに、顧客に十分な自覚を促したうえで取引への参加を求めるものとする。

1. 受託契約準則、「商品先物取引－委託のガイド」および、電子取引に関する契約約款（インターネット取引「Expert」約款）または通信取引「P・O・S・T」約款の内容についての理解および交付
2. 顧客が預託する証拠金の額と比較して総取引金額が著しく大きいこと、すなわちレバレッジ性の高い取引であることの理解
3. 取引リスクについての理解（特に、相場変動による取引での損失の額が預り証拠金額を上回る恐れがある旨の理解）
4. 商品先物取引の仕組み（証拠金制度、特に追証拠金について、損益の計算方法等）の理解（通信取引「P・O・S・T」においては、追証拠金が発生しない代わりに予めセットされたストップロス注文により建玉が処分されることの理解）
5. 値幅制限、建玉制限のある取引である旨の理解（特に、ストップ高・ストップ安の際には注文が成立しない可能性があることの理解）
6. 自己の判断および責任において取引を行うこと

- ② 前項の確認は電話等の会話によるものとし、確認を行った外務員がその内容を記した応対記録を作成し、顧客サービス班責任者が整理、保管するものとする。
- ③ 顧客サービス班責任者は、顧客の取引理解度が十分ではない恐れのある場合、窓口処理を行う外務員に代わり、顧客サービス班責任者自らが顧客の理解度の点検を行い、顧客の内容理解のために努め、確認しなければならない。また、必要に応じて外務員に対する指導を行うものとする。

#### **第11条（顧客の売買取引の確認）**

通信取引「P・O・S・T」において顧客から売買取引の注文を受けた外務員は受注の都度、顧客の売買取引の確認を明確にするため、その受注内容を注文記録簿に記載するものとする。

#### **第12条（外務員に対する管理）**

顧客サービス班責任者は、外務員が適正に受託業務を遂行するために必要な事項について、注意を喚起しなければならない。

#### **第13条（顧客からの苦情・紛争への対応）**

顧客サービス班責任者は、顧客から取引にかかわる相談および問合せがあった場合は迅速にその処理を図り、また取引にかかわる苦情の申出があった場合は速やかに事実の調査を行い顧客と面談等のうえ、その解決を図らなければならない。

#### **第14条（ID・パスワードの管理）**

インターネット取引における顧客のIDおよびパスワードの管理については十分な注意もって行うものとする。

#### **第15条（取引本証拠金の額等に係る措置）**

取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- ② 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を管理総括責任者として定め、その内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存する。

#### **第16条（不正資金流入防止措置）**

農業、漁業等の協同組合、信用協同組合、信用協同金庫および公共団体等の公金出納取扱者から新たに商品市場における取引の受注を行う場合は、自己の余裕資金の範囲内で、自己の判断と責任において取引に参加することを確認し、かつ、管理総括責任者が承認した場合に限る。

#### **第17条（受託等業務における禁止行為および懲戒）**

受託等業務を行う者は、この規則を遵守するとともに、「商品取引所法」、「同法施行令」、「同法施行規則」、「受託契約準則」および日本商品先物取引協会の制定に係る「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

② 前項に違反した者は、就業規則に基づきこれを懲戒に処す。

**第18条（規則の制定および改正）**

この規則の制定および改正は取締役会の決議を経て行う。

**第19条（日本商品先物取引協会への届出）**

この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを改正したときも同様とする。

**付 則**

1. この規則は、平成 17 年 6 月 27 日より実施する。
2. この改定規則は、平成 19 年 2 月 1 日より実施する。

**⑥ 外務員の登録状況**

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
16名	4名	2名	18名

**⑦ 委託者に関する事項**

期首委託者数	新規委託者数	契約解除委託者数	期末委託者数
1,579名	271名	258名	1,592名

## ⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成 18 年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0				
取引に係るもの	0				
取引終了時に係るもの	0				
その他に係るもの	0				
合計	0				

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0				
取引に係るもの	0				
取引終了時に係るもの	0				
その他に係るもの	0				
合計	0				

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

## ⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成 18 年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のもの）は、委託者が取引に係る損金を支払わない理由により当社が委託者に対して提起したものが5件となっております。

なお、訴訟件数には、委託者の破産に係る免責決定がなされたために取下げたものが1件含まれております。

訴訟件数	判決	和解	係争中
5	3	0	1

(2) 平成 18 年度中の判決

提訴年月日	概 要	判決日	判決内容
H18. 12. 4	当社が委託者に対して 提訴した差引損金請求 請求額250,456円	H19. 1. 24	裁判所は委託者に対し、 250,456円の支払を命じる判決 を下した。
H18. 12. 4	当社が委託者に対して 提訴した差引損金請求 請求額574,596円	H19. 2. 1	裁判所は委託者に対し、 574,596円の支払を命じる判決 を下した。
H18. 12. 4	当社が委託者に対して 提訴した差引損金請求 請求額409,902円	H19. 3. 7	裁判所は委託者に対し、 409,902円の支払を命じる判決 を下した。

### 3 経理の状況

#### ① 貸借対照表

#### 貸借対照表

株式会社オクトキュービック

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,322,339</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,639,169</b>
現金・預金	325,170	未払法人税等	1,716
委託者未収金	11,083	未払消費税	396
保管有価証券	189,583	預り証拠金	5,261,664
差入保証金	2,418,317	未払金	340,328
委託者先物取引差金	297,108	賞与引当金	8,600
預託金	200,000	預り金	531
金銭の信託	2,651,000	その他の流動負債	25,933
未収入金	222,337	<b>特別法上の準備金</b>	<b>173,385</b>
未収消費税	6,212	商品取引責任準備金	173,385
前払費用	841	(商品取引所法第221条)	
その他の流動資産	2,684		
貸倒引当金	△ 2,000	<b>負債合計</b>	<b>5,812,555</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,304</b>	(純資産の部)	
<b>有形固定資産</b>	<b>276</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>523,089</b>
器具及び備品	276	<b>資 本 金</b>	<b>500,000</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,125</b>	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>459,049</b>
商標権	4,125	資本準備金	459,049
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,902</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△ 435,960</b>
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	18,606	その他利益剰余金	△ 435,960
長期差入保証金	4,557	繰越利益剰余金	△ 435,960
長期前払費用	1,238		
貸倒引当金	△ 15,500	<b>純資産合計</b>	<b>523,089</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,335,644</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,335,644</b>

## ② 損益計算書

### 損益計算書

自 平成 18 年 4 月 1 日

至 平成 19 年 3 月 31 日

株式会社オクトキュービック

	金	額
<b>営業収益</b>		<b>703,973 千円</b>
商品先物取引事業収益		313,030
受取手数料	296,060	
売買損益	40	
その他の	16,930	
その他の営業収益		390,943
<b>営業費用</b>		<b>968,078</b>
販売費及び一般管理費	968,078	
<b>営業損失</b>		<b>264,105</b>
<b>営業外収益</b>		<b>1,150</b>
受取利息	766	
その他の営業外収益	384	
<b>営業外費用</b>		<b>16,318</b>
支払利息	7,939	
信託報酬	8,296	
為替差金	12	
その他の営業外費用	70	
<b>経常損失</b>		<b>279,272</b>
<b>特別利益</b>		<b>7,282</b>
商品取引責任準備金戻入額	133	
前期損益修正益	7,148	
<b>税引前当期純損失</b>		<b>271,990</b>
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等調整額	105,462	
<b>当期純損失</b>		<b>377,743</b>

### ③ 株主資本等変動計算書

#### 株主資本等変動計算書

株式会社オクトキュービック

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高	250,000	209,049	△58,217	400,832	400,832
当期の変動額					
株主割当増資	250,000	250,000		500,000	500,000
当期純損失			△377,743	△377,743	△377,743
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期の変動額合計	250,000	250,000	△377,743	122,256	122,256
平成19年3月31日残高	500,000	459,049	△435,960	523,089	523,089

#### ④ 個別注記表

##### (重要な会計方針に関する注記)

###### 1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法を採用しております。

無形固定資産・・・定額法を採用しております。

長期前払費用・・・定額法を採用しております。

###### 2. 引当金および特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金・・・委託者の債権や貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

商品取引責任準備金・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同法施行規則に定める額を計上しております。

###### 3. その他

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (会計方針の変更に関する注記)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額に与える影響はありません。

##### (株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式数の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,100株	2,500株	—	5,600株

(注) 当期における増加は、株主割当増資によるものであります。

#### ⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料の、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表については、監査法人による監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	1,159.0 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	137.7 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	104.6 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	8.2 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	14.6 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	819.0 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	112.0 %

○追加開示情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記の追加)

営業収益の計上基準

受取手数料

イ. 商品先物取引

委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

ロ. 商品ファンド

取引成立日に計上しております。

(貸借対照表に関する注記の追加)

1. 分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産は次のとおりであります。

保護基金預託金	200,000 千円
---------	------------

2. 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規程に基づくものであります。

なお、日本商品先物取引協会の定款に基づき、この積立額に相当する額の現金を商品取引責任準備金として専用口座にて管理しております。

3. 委託者未収金のうち、無担保未収金は6,144千円であります。なお、発生から1年以上を経過しているものは、投資その他の資産の部に計上しており、その額は18,606千円あります。

4. 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、取次先受託会員である岡藤商事株式会社との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(損益計算書に関する注記の追加)

受取手数料の内訳

商品先物取引	291,602 千円
商品ファンド	4,457
合 計	296,060

(1株当たり情報に関する注記の追加)

1. 1株当たり純資産額は、93,408円75銭

2. 1株当たり当期純損失金額は、106,167円29銭 であります。